# 教職員の勤務環境の改革に関する総合的な取組方針について

### ~教職員が元気に児童生徒と向き合い、職務が遂行できるように~

御嵩町教育委員会

# 国の動き

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、授業改善等への 対応も求められている中、教員の長時間労働の改善が課題になっています。

経済協力開発機構は、平成26年6月25日、前年に実施した34カ国・地域が参加するOECD調査であ る「国際教員指導環境調査(TALIS)」の結果を公表しました。内容は、「日本の教員の1週間当たりの勤務時間 は最長」「課外活動の指導時間が特に長く、事務業務、授業の計画・準備時間も長い」というものです。これに より、学校の業務改善への取組が、特に大きな課題となってきました。

文部科学省は、教員が子供たちと向き合う時間を確保し、誇りとやりがいを持てる環境を確保するため、「次 世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」を設置し、改善方策を 検討し、平成28年6月17日に「学校現場における業務の適正化に向け」の通知を出しました。 内容は下記のようです

- ■教員の担うべき業務に専念できる環境を確保する
- ・教員の従来の業務を不断に見直す ・学校給食費などの学校徴収金会計業務の負担から教員を解放する
- ・統合型校務支援システム等を整備し、校務を効率化・高度化する
- ■教員の部活動における負担を大胆に軽減する
- ・休養日の明確な設定等を通じ、部活動の運営の適正化を推進する ・学期中の休養日について、中学校 の運動部活動では週当たり2日以上 ・ 部活動指導員の配置など部活動を支える環境整備を推進する
- ■勤務時間管理の適正化を推進する
- 勤務時間管理の適正化の推進 国における定期的な勤務実態調査の実施の検討教職員の意識改革 と学校マネジメントの推進 等々

また、平成29年4月には、文部科学省初等中等教育局が、平成28年度教員勤務実態調査の集計(速報値) を発<u>表しました。内容は下記のようです</u>

#### ◇教員勤務実態調査のポイント 文部科学省 初等中等教育局

- 一、2006年度の前回調査に比べ、全職種で勤務時間が増加
- -、中学教諭の約6割が週60時間以上勤務
- 一、小中とも教諭の授業や授業準備の時間が増加
- 一、中学では土日の部活動の時間が倍増
- -、学校内の勤務時間が増加する一方、持ち帰り業務はやや減少 -、全職種中、副校長・教頭が最も勤務時間が長い

文科相は4月28日の閣議後記 者会見で「看過できない深刻な事 態が客観的な数字として裏付けら れた。早急に対処したい」と述べ、 中央教育審議会に対策の検討を依 頼する方針を示しました。

# 県の動き

岐阜県教育委員会では、平成24年度から「教職員の多忙化解消アクションプラン〜教職員が元気に児童生 徒と向き合う時間の確保~」を呼びかけ、毎年14校(小学校7校、中学校7校)を「多忙化解消推進校」とし て指定し、重点的に取り組んできました。

平成28年度からは「岐阜県教職員コンプライアンス向上委員会」の提言を受け、さらに多忙化の軽減・解 一次とも中皮がもは「岐阜朱秋城貞ニックイケント国工委員会」の歴音を支げ、さらに多にしる程域、所 消に努めてきました。しかしながら、教職員の勤務環境が飛躍的に改善することはなく、時間外勤務手当とい う概念が無いことから、いわゆる「ブラック企業」と同列に語られることもありました。こうした中で、平成 25年5月に郡上特別支援学校講師が自死した事案が、本年3月に公務災害と認定され、ご遺族から「過労自 役を過ぎたの発生を防止するために万全の対策をたてること」等の申入れがありました。

この事案の経緯も踏まえ、適切な労務管理を行い、勤務の適正化を図るために、単に学校現場に取組を促すだけではなく、教育委員会事務局の業務のあり方も含め、抜本的な改革を進めるための総合的な取組方針「教 職員の働き方改革プラン2017」を、平成29年6月に定めました。 また、 岐阜県教育委員会は平成27年度に「岐阜県中学校運動部活動指針」を策定し、平成28年度から取

り組んできました。御嵩町教育委員会も平成28年度から取り組むように校長会等で内容を説明し、取り組む ようにしてきました。

岐阜県教育委員会の「岐阜県中学校運動部活動指針」や「教職員の働き方改革プラン2017」を踏まえて、 御嵩町教育委員会として**「教職員の働き方改革プラン2017 御嵩町版」**を策定し、抜本的な改革を進める ための総合的な取組方針を別紙のとおり定めました。 これにより、教職員の皆さんが元気に児童生徒と向き合 い、職務が遂行できるよう取組んでまいります。

平成29年7月 御嵩町教育委員会教育長 髙木 俊朗

### 別紙



# 教職員の働き方改革プラン2017 御嵩町版

御嵩町教育委員会においては、教職員の適正な労務管理を行い勤務の適正化を図るために、特 に次の3点については、重点項目として確実な実行を促す。

- a 正確な勤務時間の把握
- b 時間外勤務時間が年720時間・月80時間を超える職員の把握と指導
- c 部活動の休養日の設定等

また、ハラスメントやメンタル不調等の事案を速やかにかつ確実に把握することとし、事案を 把握した場合には教育委員会事務局が学校と協力して調査等を行い、迅速な解決を図る。

これらに具体的に取組むため「教職員の働き方改革プラン2017 御嵩町版」を下記のとお り定め、平成29年8月1日付けで、御嵩町教育委員会事務局内に体制を整備の上、各項目の着 実な実行を図るとともに、毎年度末には、各学校の実施状況を確認する。

御嵩町教育委員会も、事業及び事務の効率化をより一層図り、教職員の負担の軽減を図る。

記



### 長時間勤務の解消

### (1) 正確な勤務時間の把握

- ① 休日も含めた出退勤時間の把握
  - ・時間外勤務時間の上限を年720時間・月80時間とし、これを超える勤務を根絶する。
  - ・上記の実現のため、正確な勤務時間を把握する。

  - ・毎日、出勤時間と退勤時間を記録することとし、翌朝管理職が確認する。 ・御嵩町教育委員会事務局職員が学校訪問を実施し、時間外勤務時間が年720時間・月80時間 を超える職員について、個人面談等により直接実態を把握し、指導を徹底する。 ・自宅等で行われている業務の実態把握について、検討する

#### ② 勤務時間記録簿の活用

- ・正確な勤務時間を把握するために、御嵩町独自の管理システム「勤務時間記録簿」を活用する。・「勤務時間記録簿」には、正確な時刻を記入させるよう、管理職の見届けを徹底する。

### (2) 早期退勤日等の設定

- 8の日、ノー残業デーの徹底
  - ・8の日、ノー残業デーは、原則18時までに退勤することとし、 管理職が全ての職員の退勤を督 促、確認する。
  - ・原則水曜日にノー残業デーを設定し、原則どおりの実施が難しい場合には、他の日に振替実施す

#### ② 会議や研修等を実施しない期間の設定

- ・平成29年度は、8月6日(日)~8月16日(水)に御嵩町教育委員会が主催する会議や研修 等を実施しない。
- ・平成30年度以降も、同期間に御嵩町教育委員会が主催する会議や研修等は実施しないこととし、 期間の拡大を検討する
- ・御嵩町役場各課及び各小中学校にも同内容の実施を促していく。

#### ③ 早期退勤や休暇取得をしやすい環境づくり

- ・①②の取組について、地域や保護者への理解と協力を求める。・管理職が勤務時間外に在勤している職員をあらかじめ把握できる仕組みを検討する。・年休を取得しやすくするよう運用方法の改善を図る。

### (3) 業務内容の徹底的な見直し

#### ① 事務事業の見直し

- ・学校訪問は、合同実施や原則事前通告なしで行う等の改善により、事前準備を簡素化する
- ・職員研修は、より負担が少なく効率的に実施するため、内容、会場、回数等を見直す。・学校行事を精選するとともに、使用する資料・資材の簡素化、複数年活用等の工夫による負担軽 減を図る
- ・教材の共同利用や外部支援等により、教材研究の負担を軽減する。
- ・その他、日常の教育活動や校内研究等について、不断の見直しを実施する。

#### ② 会議開催回数等の縮減

- ・単なる連絡、報告等の会議は、他の方法に切り替える。
- ・出席者、配布資料は、必要最小限とする
- ・形式的な挨拶、出席者紹介、配布資料の確認等は極力省略し、会議時間を短縮する。

### ③ 課外業務等の見直し

・見守り活動や課外活動等の実施にあたって、地域やボランティア等との役割分担や支援による負 担軽減を図る

#### ④ 校務支援システムの導入を促進

- ・校務を標準化し、業務の効率化を図るための校務支援システムの導入を促す
- ・向陽中学校に配置した「教員が授業や研修等の教育活動に集中する環境を整備するICT専門職 員(事務職員)」が開発した「スクールダイヤリー」を全小中学校で活用できるようにする。

#### (4) 部活動の練習時間や休養日の設定等

(平成27年度に策定された「岐阜県中学校運動部活動指針」に基づき、更に、平成29年6月に実 施された「中学校における運動部活動・保護者クラブ等に関する調査」の結果、「平成28年度全国 体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の取扱い及び活用について」等を踏まえて、統一したルール とする。)

#### ① 中学校部活動における休養日等の設定

- ・適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、教員、生徒ともに、様々な無理や弊害を生むことを踏 まえ、練習時間や休養日を適切に設定する。 ・部活動の朝練習は、午前7時半以降の実施とする。朝の会や授業に支障のないようにする。 ・放課後の部活動は、夏期は午後5時半までとする。

- ・平日の部活動の休養日は、週に1日以上を設定する。
- ・休日の部活動の休養日は、土日のいずれかが休みとなるように設定する。大会への参加等、やむ を得ない場合は代替休養日を設ける。
- ・休日の部活動は、実施時間を4時間以内とする。長期休業日も同様とする。

#### ② 中学校部活動における複数顧問指導体制の実施

- ・各運動部活動には、生徒のけがや事故を未然に防止し、安全な運動部活動を実現するとともに、 不測の事態が発生した場合に連切な対応ができるよう、複数の顧問を置く。
- ・活動時に、顧問が1人で指導に当たる場合には、外部指導者や同一場所で活動する他の顧問と連 携、協力して指導に当たる。
- 生徒数減少に伴う教員数減少を踏まえた複数顧問指導体制を実施するため、計画的に部活動の数
- を減らす。
  ・校長は、生徒のニーズや意見を把握するとともに、保護者の意見や地域における総合型地域スポーツクラブや地域のスポーツクラブ等の設置状況を考慮し、特色を生かした運動部活動となるよ

#### ③ 運動部活動指導員の設置

- ・御嵩町教育委員会は、部活動指導員に係る規則等を整備する。当該規則等には、部活動指導員の 身分、任用、職務、勤務形態、報酬や費用弁償、災害補償、服務及び解職に関する事項等必要な 事項を定める。
- ・部活動指導員の任用に当たっては、指導するスポーツに係る専門的な知識・技能のみならず、学

校教育に関する十分な理解を有する者とする。非常勤講師として任用する。

・部活動指導員は、「実技指導」「安全・障害予防に関する知識・技能の指導」「学校外での活動(大会・練習試合等)の引率」「用具・施設の点検・管理」「部活動の管理運営(会計管理等)」「保護 者等への連絡」「年間・月間指導計画の作成」「生徒指導に係る対応」「事故が発生した場合の現 場対応」等を職務とする。

#### (5) その他

- ① 公務とされていない業務の実施方法の見直し
  - ・職務専念義務を免除して実施している業務を洗い出し、実施するかどうかも含め見直しを行う。
- ② 保護者との連絡や連携のあり方の検討
  - ・緊急時を除き、勤務時間外における保護者との連絡や連携は必要最小限とするよう理解を求める。
- ③ 校舎管理の見直し
  - ・職員室等職員が常駐する場所の空調を効かせる時間は、原則平日の8時半から17時までとする。
- - ・過度に儀礼的な対応は抑制する

# 2 ハラスメントとメンタル不調等の速やかな察知と解決

### (1) 高ストレス職員の把握と指導

- ① ストレスチェックの完全実施

  - ・未実施者に対し、管理職が実施を指導する。・効果的なストレスチェックのあり方について、検討する。
- ② 高ストレス職員への医師による面談実施の徹底
  - ・ストレスチェックにより、高ストレスと判定された職員は、必ず専門医と面談を行うよう指導す る。

#### (2) 事案の速やかな察知と解決

- ① 岐阜県教育委員会相談窓口の活用
  - ・教員同士の人間関係を離れて相談することができるよう、岐阜県教育委員会教育総務課の相談窓 口を活用させるよう呼びかける。
  - ・上記を含め、相談窓口の存在を各教職員へ周知する

#### ② 個人面談による把握

- ・管理職が全ての教職員との面談による丁寧なヒアリングを行う
- ・学校内のヒアリングのみならず御嵩町教育委員会事務局職員も各学校を直接訪問して調査を行う 等能動的な事案の把握に努める。

### ③ 人事管理会議(対策会議)による対応

・把握した事案については、御嵩町教育委員会事務局が学校と協力して調査を行い、個々の事例に 即して、適切・迅速な解決を図る

